

## 「小値賀町離島振興計画案」に対する ご意見をお聞かせください

離島地域における条件不利性の解消や地域振興のため、重要な役割を果たしてきた離島振興法（令和5年3月末期限）が、令和5年4月より10年間延長されることとなりました。

これに基づき、小値賀町離島振興計画案を作成しましたので、広く町民皆様にご意見をお伺いするため、パブリック・コメントを募集いたします。下記の事項をご確認の上、ご意見をお聞かせください。

### 記

◆意見募集及び公表期間 令和5年1月19日（木）～2月7日（火）

◆計画案の公表場所 役場1階ロビー・町HPで公表

◆意見の提出方法 以下のいずれかの方法で提出できます

- ・総務課窓口に直接書面で提出
- ・下記の担当者宛に郵送で提出  
（〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1）
- ・FAX（0959-56-4185）で提出
- ・E-mail（soumuka@town.ojika.lg.jp）で提出

◆意見書の様式 様式任意（町HPで参考様式をダウンロードできます）  
（住所、氏名、電話番号、該当ページ、意見内容は必ずご記載ください）

◆意見書を提出できる方

- ・町内に住所を有する者
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・町内に存する学校に在学する者
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

担 当：役場総務課企画係 岩坪、深海  
電 話：0959-56-3111